
平成 2 2 年 第2回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 2 年 5 月 2 4 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（5 月 2 4 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	1
○開 議 宣 告	1
○議会運営等諸般の報告	1
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1
○日程第 2 会期決定の件	1
○日程第 3 報告第 1 号	1
○日程第 4 報告第 2 号	5
○日程第 5 議案第 1 号	6
○日程第 6 議案第 2 号	1 3
○閉 会 宣 告	1 3

平成 2 2 年 第 2 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 5 月 2 4 日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 5月24日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
第 4 報告第2号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 5 議案第1号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 6 議案第2号 富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 13番 | 長谷川徳行君 |
| 14番 | 西村昭教君 | | |
-

○欠席議員（1名） 12番 佐川典子君

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
会計管理者	新井久己君	総務課長	田中利幸君
町民生活課長	中田繁利君	保健福祉課長	岡崎光良君
産業振興課長	前田満君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君		

○議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主査	遊佐早苗君		

午前9時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は13名でございます。これより平成22年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今臨時会は、5月22日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号と第2号の2件と報告第1号と第2号の2件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、

会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号専決処分報告の件(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(中田繁利君) ただいま、上程いただきました報告第1号専決処分報告の件につきまして、概要を御説明申し上げます。

国におけます平成22年度の税制改正法案の成立が、平成22年3月末になりますことから3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての議決をいただきましたが、今年度につきましては、税制改正法案が3月24日参議院におきまして可決され同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をする必要があるため、平成22年4月1日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げます。

今回の税制改正は、税制全般にわたる改革の第一歩として、控除から手当てへなどの観点から扶養控除の見直しや、環境や健康への影響に配慮し、たばこの消費を抑制するためのたばこ税の税率の引上げなどが主な改正となっております。

それでは、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は、個人住民税の扶養控除の見直しで、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円を廃止し、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止して扶養控除の額を33万円とし、平成24年度分から適用するものであります。

2点目は、たばこ税の税率の引き上げで、1,000本につき現行3,298円から4,618円に、1本あたり1.32円の引上げになります。また、旧3級品の製造たばこは、1,000本につき現行1,564円から2,190円、1本あたり0.626円の引上げになり、平成22年10月1日から実施するものであります。

3点目は、国民健康保険税の基礎課税限度額を現行47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を現行12万円から13万円に引き上げるとともに、被保険者が倒産や解雇などの理由で失業した場合の軽減措置を新設し、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険被扶養者から国保被保険者となった者に係る保険料軽減措置に

ついて、資格取得から2年間の期限を引き続き当分の間、継続するものであります。

以上が、主な改正点であります。それでは、朗読をもちまして説明させていただきます。

報告第1号、専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記、1、上富良野町税条例等の一部を改正する条例、別紙のとおり。平成22年4月1日、上富良野町長 向山富夫。次の1ページをお開き願います。

なお、今回より、条例の制定、改正などでページ数が多くなる場合は、説明や質問がしやすくなるようにページ数を入れることにいたしました。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、大量の改正条文となりますために条例の朗読を省略させていただき、条をおって、その主な改正点の内容を説明いたしますので、ご了承賜りたいと思います。

第19条及び第31条は、地方税法の改正による条文の整理であります。

第36条の3の2及び次のページの第36条の3の3は、年少扶養控除の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりますが、個人住民税については、個人住民税独自の非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準額の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き、年少扶養親族も含めた扶養親族を把握する必要があるため、現行の所得税法における年少扶養親族に関する情報の収集方法として、扶養親族申告書の提出に係る規定を新設するものであります。

第44条は、平成20年度税制改正において公的年金からの特別徴収制度が創設され、平成21年10月から実施されましたが、これにより公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、原則としてその年金給付から特別徴収の方法によって徴収することとなり、公的年金等所得に係る所得割額については、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の

方法により徴収することができなくなりました。そのため、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、公的年金等所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されることになり、新たに納税の手間が生じることとなるため、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができるように改正するものです。

第45条は前条第44条の改正による条文の整理であります。次に3ページをお開きください。

第48条及び第50条は、地方税法の改正により清算所得課税を廃止し通常の所得課税に移行するため、清算所得に係る申告納付の規定が削除されたことによる条文の整理であります。

第54条は、地方税法施行規則の改正による条文の整理であります。

第95条は、たばこ税の税率の改正で1,000本につき現行3,298円を4,618円に改正するものであります。

附則第15条は、地方税法の改正による条文の削除であります。

附則第15条の2は、前条附則第15条の改正による条名の改正であります。

附則第16条の2は、旧3級品のたばこ税の税率の改正で、1,000本につき現行1,564円を2,190円に改正するものであります。

附則第19条の3は、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に係る非課税となる上場株式等に係る譲渡所得に関する所得計算の特例に関する規定を創設するものであります。次に4ページをお開き願います。

附則第20条の4及び附則第20条の5は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正による条文の整理であります。

附則の施行期日につきましては、原則として平成22年4月1日から施行することとなりますが、それ以外に法規定により適用施行期日を別に定めた項目については、それぞれの適用期日を定める条文であります。また、第2条は町民税に関する経過措置及び次の5ページの第3条は固定資産税に関する経過措置並びに第4条は町たばこ税に関する経過措置を定める条文であります。次に6ページをお開き願います。

次に第5条の改正関係であります。

第5条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年

上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただき、条をおって、その主な改正点の内容を説明いたしますので、御了承賜りたいと思います。

第2条は、基礎課税額に係る課税限度額を現行47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行12万円から13万円に引き上げる条文の改正であります。次に7ページをお開き願います。

第23条は、減額措置に係る基準の見直しと第2条の改正による条文の整理であります。

第23条の2及び第24条の2は、倒産や解雇などの非自発的失業者に対する軽減措置の創設による規定の新設であります。

附則第13項及び附則第14項は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正による条文の整理であります。

附則第15項は、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険被扶養者から国保被保険者となった者に係る保険料軽減措置の改正で附則規定を追加するものであります。最後の8ページをお開き願います。

第6条は、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分を定める規程でありまして、改正後の条例は原則として平成22年4月1日から施行することとなりますが、附則第13項及び附則第14項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行することとなります。

以上をもちまして、上富良野町条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

○議長(西村昭教君) 5番、米沢義英君。

○5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきます。今回の地方税法の改正というのは、いろいろ3月の定例議会で資料もいただきましたが、相当多岐にわたっていると感じております。とりあえずお伺いしたいのは、今回の個人住民税関係の扶養者控除の見直しというかたちで提出されております。この部分については、いわゆる子ども手当の支給に係わっての税法の見直しというかたちになっておりますが、実際にこの扶養者控除等が見直しされることに縮減だとか廃止されることによって、増税になる世帯というのも当然あるかというふうに思いますが、それはどのように上富良野町では影響額として、また、あらわれるとお考え、実態としてあるのか、この点お伺いいたします。

さらに問題だと思うのは、今回、テレビや新聞報道等でもありますが、月額2万6,000円というかたちの支給ということで民主党の公約の中にはうたわれておりましたが、来年度以降は、この2万6,000円については、その保障がないというような話ということも聞かれます。そうしますとその前提が、扶養者控除の廃止や縮減が行った前提が崩れてきているのではないかとこのように考えています。私たちは住民にこのように負担を押し付けて、子ども手当を支給するというのは納得いかない部分でありまして、国会等においてもこの部分については反対しました。手当等の支給については認めたとしても、他の財源から持ってこれば税額の控除等を見直さなくても十分財源があるという主張で、税額の見直し等については反対したわけでありまして、それはそれとして、個人住民税等の廃止によってどのような影響があるのか、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、今回の中には確か不動産の取得税や固定資産税、都市計画税など見直しがあったかというふうに思いますが、町村部分でいえば固定資産税あるいは都市計画税の増収部分が出てくる部分があると思いますが、その部分はどのような影響が上富良野町として税収の見込み額がどれくらい想定されるのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、公的年金に係る個人住民税の所得割の今回給与から天引きするというかたちになっております。この部分でいえば本来申告というのは、あくまで自主納付などだったりしなければならぬというのが原則かというふうに思います。この間、介護保険等についても公的年金から自動的に天引きするというかたちの中で、多くの皆さん方からも批判が出るという状況になりました。今回この部分の改正に至っても、いわゆる公的年金から自動天引きというかたちになりますと、そうしますと天引きしたくないという方については、これは申請というかたちの中ですればそれは自動天引きにならないという制度もあるのかなというふうに思いますが、この点どういような今度の改正のなかではうたわれているのかお伺いいたします。

次に証券優遇税制というかたちで、この税制の優遇というかたちでは上富良野町でも本当に一握りの資力に余裕のある方かというふうに思いますが、引き続きこの部分については2011年まで、いわゆる現行税率の本則20%を10%に軽減するというかたちでうたわれておりますが、本当に本来であれば資力のある方であれば、いわゆる本則の20%に基づいて徴収して、そういう方からお金を納付してもらおうというかたちにしているのが、本来の私たちの考えでいえば制度かなというふうに

ありますが、この点、上富良野町におけるこういった優遇税制によって恩恵を受けられる方、過去の実績からみてそう多くはないと思いますが、この点、不平等ではないかと思いますが、この点もあわせて考え方等について問題点があると思いますのでお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君） 5番、米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目の扶養控除の見直しでございますが、これは今回、議員もおっしゃりましたように子ども手当の創設、また、高校の授業料の無償化等に伴います制度の改正でございますが、この改正につきましては町税に関しましては平成24年からということで、実際控除額が廃止されてどのようになるということは、まだ計算されておりませんので、現在、うちの町におきまして影響がどのようになるかということは把握しておりません。また、次年度以降の子ども手当の2万6,000円の支給でございますけれども、これも今国会のほうでいろいろ検討されておりまして、これが実際どのように制度改正になるかということは、また、国の推移を見ながら状況を判断していきたいと思っております。

それから3点目、4点目、ちょっと聞き落としまして、5点目の公的年金の給料からの天引き等でございますけれども、議員おっしゃられますように天引きをしなくても、そのまま普通徴収をしたいという方につきましては、申告でもって取り扱えるようになります。また、6点目の証券の優遇制度につきましても、本町の実態ちょっと分かりませんが、その制度の改正趣旨に沿って取り扱っていきたくて考えております。すいません。3点目と4点目をもう一度お願いいたします。

（「都市計画税等の見直しがあるかと思えます。上富良野町の部分でいえば、そういった部分の税収の改正に伴って増税になる部分、税収が増える部分というかたちの変化があるのではないかというふうな考え方がありますので、この点どういうふうの上富良野町としてあらわれてくるのかということでお伺いしました。その分ですね。いずれにしても今回の制度の中については、本当に問題だらけの制度で、専決処分という部分に正に値しない部分がたくさんあるわけで、こういった部分も含めて問題があると、とりあえず指摘しておきたいと思えます。」という者あり。）

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君） 都市計画税の見直しについては、本町では都市計画税を徴収してございませんので、どのような影響になるということは、ちょっと答

弁いたしかねるところでございます。固定資産税に係りまして、まだ計算してございませんので、どのような見直しになるかということにつきましては計算ができ次第御報告いたしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにご覧ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければこれをもって本件の報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第2号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。本件の報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（前田満君） ただいま上程いただきました報告第2号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年2月3日午前11時ごろ、第45回かみふらの雪まつりの準備中において、日の出公園から役場に戻る際、町道東2丁目通りを走行中、町道北5条通り左側より相手方車両が一時停止のある交差点で、一時停止をしたが確認不足で交差点に進入してきたことから、当方の車両はとっさに右側にハンドルを切り、避けようとしたのですが、相手方車両運転席側のドア部分に衝突したものであります。

役場側の車両運転手及び同乗者一人には怪我はありませんでしたが、相手方の運転をしていた女性は背中を打ち、動けないことから救急車を呼び病院に搬送して診察を受けましたが、幸いにも打撲とのことで人身事故とはなりませんでした。

この衝突事故の処理に当たりましては、相手側と交渉した結果、相手方車両が一時停止のある交差点で、一時停止をしたが左右の確認不足で交差点に進入してきたことが主因であり、交差点における事故であることから、過失割合が当方が20%、相手方が80%と確認し、示談が成立いたしましたことから、町側の過失の20%相当額10万611円を損害賠償することで、平成22年3月26日に専決処分を行ったところであります。

日ごろから職員に対しまして、安全運転に対する注意喚起を行ってきているところでありますが、結果として交通事故防止に対する町民の皆様の信頼を傷つけてしまったことに対し深くお詫び申し上げます。

今後におきましても、引き続き職場はもとより、家庭における交通事故防止に一層努めてまいります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

報告第2号、専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面を御覧いただきたいと思います。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記、1、和解の相手方、上富良野町●町●丁目●番●号、●●●●。2、和解の内容、(1)上富良野町は、相手方●●●●に対し、金10万611円を支払う。(2)相手方●●●●は、上富良野町に対して本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 御質疑がなければこれをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、緊急雇用対策創出推進事業の実施に伴います補正で、雇用創出事業臨時特例基金積立金交付金807万7,000円を財源として、緊急雇用対策となる3事業を追加実施しようとするものであります。

2点目は、本年度北海道から権限移譲を受け7月より実施予定の、パスポート申請事務に必要なIC旅券端末機購入費の2分の1が今年度から北海道において新たに実施されます地域づくり総合事業交付金の補助対象となりますことから、20万円を歳入に計上するとともに、当初賃借料で計上しておりました既定予算につきまして、備品購入費へ組替補正をお願いしようとするものであります。

以上申し上げました点を要素とし、予備費から一定額を充用することで補正予算を調整したところであります。それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては説明を省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号、平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827万7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,827万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款道支出金827万7,000円。

歳入合計は827万7,000円となります。

2、歳出。

2款総務費44万9,000円。

5款労働費797万3,000円。

13款予備費14万5,000円の減。

歳出合計は827万7,000円となります。

以上をもちまして、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の説明といたします。御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

○議長(西村昭教君) 2番、村上和子君。

○2番(村上和子君) 労働費の797万3,000円の中の9ページにあります障がい者支援の介護雇用プログラム事業委託。ここの441万4,000円ですが、これにつきまして、どのような取り組みをされるのか、ちょっともう少し詳しくお聞きしたいと思います。これ、ヘルパーさんの養成、2名養成するというようなことをちょっと聞いたんですけども、この養成の対応につきまして、どのような方法でやるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2番、村上議員のただいまの支援プログラムにつきましての御質問にお答えしたいと思います。

本件につきまして今回の趣旨といたしましては、重点分野におけます雇用の創造であります。その中の一つに介護分野におきまして町内の、役所が雇用するのではなく、民間事業者が雇用した場合をということで進めていくわけですけれども、町内の関係事業所に打診をした中で、ことし4月から事業開始いたしました障がい者支援事業所が事業に手を上げたわけでございます。考え方といたしましては、4月当初スタートに当たりまして、最小限の人数でスタートして、実際に利用者も順調に契約に至っているという経過の中で将来を見通しますと、やはり人材育成が必要であるとの観点。今回の雇用創造は来年3月までの1年間の事業でありますけれども、雇用期間は23年3月までといたしまして、2名を雇用いたしまして訪問介護員2級の資格を取得したいと。これはホームヘルパーの仕事というよりも障害分野におけます必要な知識等につきましても、やはりヘルパー2級養成講習の中で身に付けるという内容もございまして、また、この制度の趣旨からも2級ヘルパーの資格を取得して将来の次のステップ、雇用につないでいくという制度の趣旨でございまして。この趣旨を生かしまして障がい者事業所として2名を雇用し、また、雇用しながら介護資格を取得するための内部講習及び外部の講習にも派遣をいたしまして取得して人材を育成すると、そういう趣旨を進めていく考えでございまして。

○議長（西村昭教君） 2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） 障がい者施設のなないろニカラの支援ということで、この事業所につきましては町としても支援をしていこうということで分かるんですけども、このヘルパー養成につきまして、例えば富良野市の人材センターに、富良野市ではそういったところで養成育成をしているんですけども、そういった方法をお尋ねしているんですが、これは町でお金を出して、国からお金441万4,000円くるわけですけれども、富良野市の人材センターみたいなところでやるのか、どこに委託して、その育成を、養成をするのか、講習とかいろいろなことですけども、それをちょっとお尋ねしているんですけども。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの村上議員の御質問でございます。介護専門の資格取得のための講習におきましては、事業所として研修計画を提出していただいておりますけれども、この130時間の2級ヘルパー取得するには130時間の講習が実技を含めまし

て必要になります。その中に人材開発センターというの、当然、対象、そういった事業を実施しておりますし、また、旭川市内におけます民間のそういった免許を取得するための講習を行っている民間企業もあるわけですけれども、どこにという具体的な受講場所については明記をされておらずで、そういった計画内容におきましては学科それから実技等におけます科目の内容等についてのみの記載でございまして、やはりそれは必要な、取得するための事業所への派遣及び内部の障害専門の勉強するための知識も取得、あわせて知識を学ぶための指導をすると、研修をするという計画と聞いております。

○議長（西村昭教君） 課長、もう少し分かりやすく説明してください。皆さん全員分からない。

（「聞いていても分からない…」との声あり）

○保健福祉課長（岡崎光良君） 2級介護員の資格を取得するための講習場所としては、人材開発センター及び旭川市内におけます企業が実施をしておりますけれども、この具体的にどちらがやるという、申し込むという記載は計画にはちょっと記載されておらずで。

○議長（西村昭教君） 違う。そういうことを聞いているのではない。暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再度、答弁を求めます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 改めて御答弁させていただきます。本補正予算で計上しています費用としまして、民間事業者には雇用それから研修費用も含めて委託をするということでございまして。受託者は、日ごろ雇用をしながら取得するための研修をあわせて行うわけでありまして。そこにおきましては、やはり2級を取得するための専門機関でありますところへ派遣をして、その研修費用も含めて委託をしていくということでございまして。

○議長（西村昭教君） 2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） どうもはっきりしないですね。といいますのは、この441万4,000円という金額は、今まで21年度にも緊急雇用対策としてやってきました。8件やっております。それでも学校図書の入力ですか、これについても239万円ぐらいですので、随分、国からくるお金とはいえ、ちょっと441万

4,000円なものですから、どういふ方法でおやりになるんだということをお聞きしているんですけども、どうもなんかちょっと方針が、ニカラでやるんでなくて、どこかそこからどこかに委託して、そして富良野市の人材センターでしたら交通費もかかるでしょうし、場所代もかかるでしょうから、ちょっと必要なかなと思っていただんですけども、なにかちょっとどうもきっちりとした方針が出てないようでして、この国からくるお金とはいえ、ここの障がい者の事業所につきましては町としても支援をして上手くやっていってもらいというのは分かるんですけども、もう少しきっちりした政策のもとにやっていただきたいと、こういうふうに思うんですけども。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問に答弁がちょっとまずくて申し訳ございません。441万4,000円の内訳といたしましては、その中身として雇用に係る人件費のほかは教育訓練費、研修諸経費として旅費等も含めた中で必要な手続きを働きながら資格を取得するという人材育成のための費用というものを委託費の中に盛り込んで受託をしていただくということでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番、長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 9ページの観光特産品開発事業について質問いたします。この資料を見ますとラベンダー観光特産品の開発を行い、新製品開発に向けて取り組みを行うとありますけど、どのようなことをしようとしているのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 13番長谷川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。今回、観光特産品の開発事業ということで、この事業につきましては緊急雇用創出事業の中の直接私ども、失礼しました。これも重点分野の雇用創出事業というかたちの中で、それぞれ、今回、私どものほうは観光協会のほうにこれを委託をしたうえで、観光協会の中でそれぞれ雇用していただいて、それぞれ新製品の今、開発事業に取り組んでいただこうとしているところであります。

なお、どういうものかということでございますけれども、内容的には産学連携の中で大学とともにラベンダーの関連で、ラベンダーのオイルを今抽出しているのですけれども、その抽出後の蒸留液というんですか、それを今利用したかたちの中で新たな新製品が開発できないかどうかの研究をしたいということで、その部分についての、今委託というかたちで今回上げさせていただいて

いるところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 人件費が130万円となっていますよね。これ既存の観光協会でもた人員を雇用するという事なんですか。このために。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 今、観光協会の職員、新たにこの研究のために1名雇用をしていただくというかたちの中で進めようとしています。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 観光協会の中でできないんですかね。新たに雇用して雇用創出するのはいいんですけども、今産学官でたぶんどこかのところへ委託するんでしょ。それだったら全然雇用の必要がないような気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 13番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきますが、これはこの事業自体を観光協会に委託するわけなんですけれども、観光協会がさらに委託をするというかたちではなくて、観光協会がそのままその事業のベースになりながら、学校とそれから観光協会でも雇用している人間とあわせて研究を進めていくということでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 9ページの障がい者支援プログラムについてお伺いいたしますが、この企業ではとむての森では現在やっている事業をさらに内容を充実するというかたちの中で雇用もし、いわゆる研修も受けてもらって将来は自賄いで雇用する目標があるんだと思いますが、そのいわゆる現在の行っている事業内容をどの部分をさらに充実するための研修プログラムになっているか、この点お伺いしておきたいと思っております。

次に商店街の空き店舗の事業調査というかたちで、今回は緊急雇用の創出というかたちの中で、国の重点分野の雇用創出事業の1,500億円を使って人材育成と雇用の創出と、この二つの分野で今回予算配分がされているかと思っております。上富良野町ではこの間この商店街の空き店舗等が出てきて、この将来の上富良野町の商店街の活性化に向けた調査をするというかたちになっているかというふうに思いますが、これは来年の1月までというかたちで期日設定されておりますが、その調査内容、調査項目というんですか、そういうものはきちっともう既に大まかな部分では明らかになっているのかどうな

のか、今後そういうものをもとにして、どういう方向でこの予算を生きたものとして活用されるのか、この点お伺いしておきたいと思います。

観光特産品の開発事業であります。蒸留水を使ったというかたちの中で大学との連携を取るというかたちなんですが、観光協会では大学と提携をする前に、もう既にこういうものを製品化したいですとか、そういう構想があって事業産学協定というかたちになっていると思いますが、その構想というのはどういう構想がもとになって、この蒸留水を使う発想になったのか、そこが一番大事だと思うんです。そういうものを使って上富良野の将来の特産品を創るというんですから、こういうものを町としても商工観光としても、これをさらに前に進めるということが要求されているわけですから、死に金にしてはならない話でやはりこういうものも含めて、もっと他に特産品の開発をというかたちの発想がなかったのかどうなのかということも含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番、米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。まず最初の空き店舗それから観光の特産品、それからもう1点、先ほどからお話をさせていただいておりますように介護雇用プログラムということでありますが、それぞれ国の事業において、当然これは緊急雇用対策事業の中で従来の本場に緊急雇用、私ども町が直接雇用できる緊急雇用と、それから新たに重点分野の雇用創造事業ということで、新たに今回国のほうから出された事業、先ほど米沢議員がおっしゃったような1,500億円というかたちの中で、新たにこれも今出てきた分野でございます。当然その中で町が今商店街の空き店舗につきましては、従来の緊急雇用の平成22年度の第2次募集というかたちの中で今回上げさせていただいている部分でございますが、この緊急雇用につきましては調査項目等については本当に大まかではございますけれども、ある程度構想を持ちながら、今進めさせていただいております。その中には当然商店街名、それから所有者、それから店舗の名前、あわせて店舗区分がございます。当然、居住用あるいは業務用というかたちの中の内容、それから店舗面積、建設年、建物構造、それから駐車場の有無、あと店舗の状況ですね。賃貸なのか自前なのかも含めて、それから賃貸の場合は家賃ですとか貸借条件ですとか、そういうものをまず調べます。それから当然、位置図面を作成すると、そういう中でさらに突き詰めまして、例えば自営業の方と自分で店をなさっている方がほとんどでありますけれども、そうした中で後継者の有無ですとかも含

めて進めたいと思っております。それから当然、空き店舗の状況でありますので、当然、空き店舗の状況を図面に落としながら、今後の検討材料にしていきたいというのを大きな目的として今回実施をさせていただいております。

それからもう1点、観光特産品の開発事業につきましては、今私ども今回募集をこれからもかけていくかたちの中で、いまのところ観光協会のほうから声が上がっているのですけれども、今のところの中では新商品としては先ほど申しあげましたラベンダーの2次的産物、エッセンシャルオイルの2次的産物を上手く利用できないかということで、今回研究をしていくということで今のところ情報を聞いているところであります。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） その蒸留水を使って、いわゆる商品化の方向なんですよ。そうすると我々の発想でいえば、こういう商品にしたいとかこういう蒸留水を使って、いろいろありますよね。食品のほうに使いたいとか、香料のほうに使いたいとかいろいろありますよね。そういうのがあるのかどうなのかということなんですよ、これは。そういう問題なんです、これは。それでそういう発想があったのかどうなのかということと、ほかに観光協会以外なかった話だと思うんですが、やはり町独自でも次の展開に進むような環境になかったのかどうなのかということも含めて、これは恐らく雇用との関係で、お金との関係で町のほうでできないというのであれば、それはそれで、いわゆるそういう法人でなければ駄目だという趣旨もあるともいますが、そこら辺がちょっと分からないわけで、やはりこういう特産品というかたちで上富良野町においても将来はやっぱり商品化して、町のやっぱり起爆剤にしたいとかいろいろ発想があるわけですから、そういうものをさらに前に進めるための工程表がないと駄目なんですよ。工事するのでも工程表があってそれに基づいて何月何日までやるということで1月31日なんですけれども、それをもとにして来年度以降はどういうところまで進むのかということも含めた、そういう構想があるのかということをお聞きしたいです。

産業振興の商店の現況、空き店舗を含めてなんですが、これも同じで、調べた後にどういう事後の対策を構想として持っているのかということも含めて、雇用対策というかたちで結びついているわけですから、そこら辺を明確にさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 5番、米沢議員の御質問

にお答えさせていただきます。基本的には特産品の関連につきましても、今どういうものができるかも含めて、これから研究をしていただいているところであります。その中で是非かたちとしては商品化をできて、できた時の今後の対応等についても、これからの課題というかたちの中で進めているものですから、今のところそういう計画は持ってございません。

それからもう1点、空き店舗の状況についても本当に実態等を踏まえて、ある程度数値的なものを出しながら、それぞれ町の活性化に向けて、大きな資質材料としたいということを含めて今回調査をさせていただくということで御理解をいただければということをおもっています。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の前段の御質問でありますけれども、事業所としてどういうところを充実していくかということでもありますけれども、この4月スタートにあたりましては最小限度の人員で運営をしているところでございまして、そういった中で日中一時支援ほかあわせて四つの事業を取り組んでいるわけですけれども、やはり幅広い人材育成、そして知識を身に付けてもらう、そういう中で全般の仕事を体験していただいた中で、また、資格を、研修を受けて資格を身に付けると、そういった育成を図るようにと、受託者側の考えであります。以上であります。

○議長（西村昭教君） 米沢議員よろしいですか。

6番、今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 米沢議員の関連質問になるだろうと思っておりますけれども、空き店舗の話ですけれども緊急雇用の対策としては非常に大事だと思っております。ただ、アウトプットといいますか、結論がなくはないのかという感じをもっているんですね。情報の収集です。実態把握の項目、先ほどいろいろ言われましたけれども、それが結論ではないと思うんですね。それを集めて、それを事後どのように活用するのか、これ米沢議員も質問されているのですけれども、課長のほうで事後そういったものを活用していきたいという話だったんですけれども、それをどのように活用するかというアウトプットがないと如何と思うんですね。それ、課長がまだそういうプランがなければ、町長サイドで何かあれば聞きたいと、そういうふうに思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 6番、今村議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。改めて言うまでもなく、非常に地域が疲弊しているというこ

とは紛れもない事実でございますので、町としましても、今、総合計画の中にも位置付けしておりますように市街地の活性化、賑わいをどう取り戻すかというのが非常に大きな地域課題でございます。これらの実現のために実態をしっかりと把握すべきだと。商工会との関係の中でも、いろいろ議論させていただいておりますが、私ども聞いている限りでは年々商工会の会員数が減っているということでございまして、それが実態がどうなのか、その背景がどうなのかということは、なかなかつづぎに私どもも承知できていないのが実態でございますので、この際、目で見えてお分かりのように大通り等につきましても非常に店舗が空き店舗もしくは空地になっているということでございますが、今、担当課長から申し上げましたように、その背景それから将来的な展望がないという、そういういろいろ現在の商店主の方の思い、心情等を十分先ほど申し上げました項目にわたりまして調査をしたいと。これは当然商工会でも何らかのかたちでそういう実態を把握されているとは思いますが、町としましても冒頭申し上げましたように、この地域の活性化の大きな要素がこの市街地の賑わいを取り戻すというテーマになってございますので、そういうものをしっかり実現するための、そういう方向に向けて議論できる、そういう実態というか、現状をしっかりと把握する、そういうものを今して、今申し上げましたようなここ数年何らかのかたちで賑わいを取り戻す、賑わいを実現するというところに繋げるのが大きなテーマでございますので、そういうことに貢献できる、そういう成果が得られるように私ども商工会と連携を取りながら成果を得てまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番、渡部洋己君。

○11番（渡部洋己君） この緊急雇用ということで聞きたいんですけれども、国は経済的に悪化して失業者が出たということで、緊急雇用ということで各地域で国が金を出してやっているんですけれども、これの目的というのは将来的に仕事をできるというのか、失業者をなるべくなくすための対策だと思うんですけれども、実際昨年20人の緊急雇用をした中で1人が雇用されている。ことしも今のところ15人ぐらい出ているんですけれども、これ受け入れするだとか、仕事をするところというのは、責任というのはないのかどうなのか、受けた側ですね。先ほどちょっと障がい者の施設へ2人ほどあれなんですけれども、せっかく資格まで取って仕事を覚えて、そこで将来的にやったらどうなのかという気がするんですけど、そこら辺はどうなっているのか、その場でいいのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きした

いなと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 11番、渡部議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。この緊急雇用につきましては、もうご案内のとおりこの年度の当初予算にも組みました。それから前年度でも国の方針に基づきまして、それぞれ諸対応してきている経過でございます。非常に国は大きな予算を持って、この非正規雇用をしっかりと雇用を定着させるということが狙いのようでございますので、私どもも地域課題とこういう制度を上手く組み合わせて、雇用に繋がることを念願しながら今回も予算をお願いしているところであります。なかなか地方でございますので、恒常的な雇用に繋げる、定着することは難しいわけでありまして。しかしながら、今お願いしているこの3項目につきましても、国が掲げている重点分野でございます。福祉におきましてはなかなかニーズがありますけれども、そういう事業者としてのいろいろな諸施策を講じるのに、そういう人材の確保について非常に困難だと。町もご他聞に漏れず、町が運営している施設についても同じような状況でございます。また、観光面につきましても、非常に国、北海道挙げて観光に力を入れてございますので、私どもも少なくともこの富良野圏域の観光の一翼を担ってございますので、何とか以前持ち合わせていた特産品等がなかなか観光客に受けが非常に低調だということでございますので、素材が同じでも新しい製品にリニューアルしていくことは必然でございますので、そういう観点で今回こういう国が掲げている雇用、これは今回特に直接雇用というより町が委託をして受託者にそういう人材なり、人材の確保なり、観光面での特産品の開発につながると、それも雇用を絡めて繋げるということがこの制度の狙いでございますので、非常に地域課題とそういう制度の活用を上手く組み合わせて結果に繋がればというふうに、私どもも念願しているわけでございます。たまたま単年度事業でございますので、この来年以降、どうするかということは、また、自力でやることでいいのか、それとも国の引き続くこういう制度を活用できるのか、これはしっかり見極めていかなければと思います。いずれにしても、一つのきっかけでございますので、議員がおっしゃるように、本当に雇用が定着するののかということについては、私ども非常に不安材料でございますが、繰り返しになりますけれども、特産品であれば特産品が脚光を浴びる。そのことで業がまた拡大する。それがまた雇用に繋がる。それから福祉面におきましても、やはり資格を有している。そういう方が事業所から求められてございますので、そういう資格要件を身に付けて、

雇用の機会を捉えるということは極めて重要なことだと思いますので、私どもはそういう雇用の定着に繋がることを念願しながら、こういう制度活用してございますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 11番、渡部洋己君。

○11番（渡部洋己君） 分かったんですけども、ただ、せっかく障害施設に二人ほど入ったというので、できたらそこで永久的にやってもらえるようにお願いしたらどうなのかと。

○議長（西村昭教君） 答弁はいいですね。ほかにはございませんか。

○議長（西村昭教君） 2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） 商店街の動向調査、関連でございますけれども、これにつきましては私過去に何回か商店街の活性化ということで一般質問させていただいたこともあるんですけども、商工会に行きますと、どこが空き店舗になっているかということは一目瞭然で分かりますし、そしてその空き店舗は貸すことができないと、住居、住まいをしていると、後ろに住まいをしていると、こういうことも分かりますし、駐車場があるかないかも分かりますし、いろいろと賃貸かどうかというのも商工会にちゃんとあるわけで、大体今後継者がいないとか、余り売り上げがないとか、大体課題というのは見えてきているんですよ。それで8ヶ月も6月1日から来年の1月まで8ヶ月もかけて調査が必要なのかと、また、痛し痒しだと思います。8ヶ月ぐらいしないと雇用を起したことになるのかなと思うんですけども、調査項目も今後の活性化につながるような、一商店でどれぐらいの売り上げになっているのか、何年前と比べてどうなのかとか、駐車場があるかないかですね、そういうのは分かるわけですのでね、だからいろいろと来年度に活性化につながるようなことになるような、項目もかなり検討していただきたいと思うんですけども、その点につきまして。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田満君） 2番、村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。この商店街の調査等につきましては、基本的には商工会の事務局と一緒に実は事業をやっていただきたいということで、私どもの町が雇用をするんですけども、基本的には勤務先も商工会の事務局の中に勤務していただいた中で一緒に基本的には事務をしていただこうと思っております。そうした中で今村上議員がおっしゃった事項も含めて、今後さらに調査項目も含めて検討していかねばならないと思っております。また、それを本当に、如何にどのように、今まで今村上議員がおっしゃったように恐

らく商工会の中ではこの店が空いている、あそこの店が開いているということは十分把握していると思います。それを基本的なかたちとして、今回あらわされるようなものができればというのが一つ大きな目的であります。もう1点は先ほど町のほうからも言わせていただいておりますように、大きな目的としては雇用を、一つの大きな目的としていることも御理解いただきながら、今回この事業を進めていきたいと思っております。

○議長(西村昭教君) 誠に申し訳ございません。私のミスで今村上議員の質問については、私許可いたしました。先ほど3回質問されておまして、一議案に対して3回までということになっておりますので、私のミスで質問を受けたということで誠に申し訳ございません。以後、気をつけたいと思います。ほかにご覧ませんか。7番、一色美秀君。

○7番(一色美秀君) 緊急雇用の対策について、3点ほど質問したいと思います。障がい者支援の研修でヘルパーの2級の資格を取られるという方。こういう方について将来に向けて資格を取られた方については非常に大きなあれになって繋がっていくことで非常にいいことだと思います。それと同時にこれからまだまだこういう障がい者とか介護関係の資格を取るために2名だけじゃなくて、いろんなかたちで助成ができれば町としても取り組んで大きな資格を取るようなかたちに運んでいただきたいと思っております。

それから2点目の空き店舗対策に対するあれですが、先ほど村上さんが何回もおっしゃってございましたけれども、空き店舗の実態調査というのは本当に一目瞭然で分かることだし、商工会の事務局でも十分把握できることであって、むしろ逆に空き店舗対策を全国でどのようなかたちで進めているか、そういう先進地などにいろいろ勉強に行く方向に向けていったほうが、人材の育成ですね。そういったかたちにお金を投じれば次年度に繋がっていくようなかたちになっていくのではないかと思います。単なる調査するだけでは非常に一人を雇っていただきたい。次に繋がる人材の育成をお願いしたいということ。

第3点目はラベンダー商品の新商品の開発ということですが、本当にヒット商品を生むということは、ラベンダー商品ということは非常に難しいことだと思うんですね。相当大きなプロジェクトを組んで、相当な組織と資金を持たなければ、単なるこういうかたちのだけじゃ難しい。もっと真剣に取り組んでいかなければならない問題で、むしろ逆に全国からこられる皆さんを案内してらっしゃるボランティアでやってらっしゃいますけれども、案内されている方そういう方を多くに勉強す

るための金額を与えて、観光のお客様に対する受け入れ態勢に対する、そういったものに対する人材を育てることにお金を使ったほうが、より有意義ではないかと思っております。以上この3点について行政側の意見をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(岡崎光良君) 7番、一色議員の御質問の1点目でございますけれども、今回この介護分野の雇用創造につきまして、町内で1事業所そして2名という範囲でございましたけれども、議員御意見のように今後の町におけます、そういった有資格者の育成等に向けては、御意見のとおりというふうに思います。また、どういったかたちが上富良野町にとってベストな事業であるかという研究を深めてまいりたいというふうに思っております。

○議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(前田満君) 7番、一色議員の御質問にお答えさせていただきます。まず最初に特産品の開発事業についてでありますけれども、もちろんこれも本当にどのようなものができるかも含めての研究、それから分析を含めて実際、今回やろうとしております。それでいきますと本当に理想的なのはもっと大きければ大きいほうがいいのかどうか、ちょっと私どものほうも判断しかねる部分がございますけれども、ただ一つ先ほど申し上げましているように、これを機会に大きな雇用の一つの機会になっていただければということで今回事業として上げさせていただいております。

それからもう1点おっしゃたように観光案内等に活用ということにつきましても、当初予算の中で観光案内事業を緊急雇用対策として今回上げさせていただいておりますので、そのてんについても御理解いただければと思っております。

それから商店街の空き店舗等の現況調査についてでございますけれども、もちろんそういうものも将来的なものも含めて、今後、調査項目等も含めて、今後検討しながら事業を進めていきたいと思っております。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。ほかにご覧ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第6議案第2号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

○議長（西村昭教君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第2号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件につきまして、提案の内容を御説明いたします。

富町団地新築事業は国土交通省助成の補助採択を受け、昭和40年度以降に建築された10棟26戸を平成20年度から22年度の3カ年で3棟35戸とするものです。20年度に10戸1棟、昨年度は15戸1棟、本年度の10戸1棟の整備により、一部外構工事を来年度に残しながらも、富町団地全体計画の一応の完了を目指すものです。今般の工事内容につきましては、3棟6戸を取り壊し、鉄筋コンクリート造り2階建て、床面積723.24平方メートルを建築するものであります。1階には1LDK4戸、2DK2戸の6戸、2階には2LDK2戸、3LDK2戸の4戸で合計10戸となっております。

工事は、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事3工種に分割し、上程いただいた建築主体工事につきましては、町内業者5社を指名し、5月20日に入札を執行いたしましたところであります。

結果は、佐川・木津経常共同企業体が1億2,160万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の1億2,768万円の契約金額となったところであります。

参考までに2番札は、マイホームきだ・健名工建経常共同企業体の1億2,250万円でありました。

また、議決外となりました機械設備工事につきましては、町内業者5社を指名し、同日入札の結果、株式会社有我工業所が2,160万円で落札し、消費税を加えまして2,268万円の契約となったところでございます。

同じく電気設備工事につきましては、町内業者3社を含む5社を指名し、同日入札の結果、有限会社大久保電気工業社が1,150万円で落札し、消費税を加えまして1,207万5,000円の契約となったところであります。なお、外構工事につきましては、来年度の施工となります。

落札率は建築主体工事では97.76%、機械設備工事では97.56%、電気設備工事では99.39%となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第2号、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億2,768万円。

4、契約の相手方、佐川・木津経常共同企業体、代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設、代表取締役、佐川泰正、構成員、上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設、代表取締役、木津雅文。

5、工期、契約の日から平成23年2月28日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） ございませんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） これにて、平成22年第2回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時26分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 2 年 5 月 2 4 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 長谷川 徳 行

署 名 議 員 岡 本 康 裕